平成２７年（フ）第１６２６号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東４丁目５番37号
ファミールジャルダンＣ　202号
債務者　佐藤　晃生
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６２７号
福岡県春日市下白水南７丁目144番地　アルフィーネステーションプラザ春日102号、申立時の住所福岡市南区玉川町15番20　ｅｃｏｎｏＢＬＤ．Ⅱ404号
債務者　三原由希子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６４７号
福岡市南区柳瀬２丁目８番28号
債務者　栗原　政信
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６４８号
福岡市西区小戸４丁目５番６―102号
債務者　古賀　直子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６５４号
福岡市博多区諸岡４丁目29番10―105号
債務者　中田　明子（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６６１号
福岡市早良区田村３丁目31番４―205号
債務者　権藤僖余子こと　権藤きよ子(旧姓堤)
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６６３号
福岡市城南区荒江団地１番404号
債務者　山口　和政
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６６７号
福岡市城南区長尾２丁目１番７号
債務者　冨永　晴美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６７５号
福岡県筑紫郡那珂川町中原東１丁目１番３―209号　向原団地Ｒ３
債務者　金子　勝子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８３号
福岡市中央区平和３丁目11番１号
債務者　片山　和馬（旧姓小宮）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６９０号
福岡市西区内浜１丁目18番３―406号
債務者　坂口　百合
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６８号
鹿児島県薩摩郡さつま町船木530番地
債務者　鍋田　宗敏
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
鹿児島県出水市高尾野町下水流2322番地38
債務者　松下　淳子（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第６６０号
仙台市泉区七北田字東裏148番地の７　ルミナス七北田103
債務者　佐藤　祐希
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６７７号
仙台市太白区郡山７丁目10番15号　高橋アパート２Ｆ
債務者　伏見　義満
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６７８号
仙台市太白区郡山７丁目10番15号　高橋アパート２Ｆ
債務者　伏見まさ江
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４１３号
兵庫県姫路市砥堀390番地４
債務者　森下亜由美（旧姓棚田）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２９号
兵庫県姫路市西庄甲387番地　セントレージ101号、従前の住所兵庫県姫路市土山７丁目９番３―501号
債務者　澤井由美子（旧姓泉谷）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部